

# 板橋区長期基本計画審議会次第

## 第 13 回審議会

平成 17 年 9 月 9 日 (金)

午後 2 時 ~

板橋区役所第一委員会室

---

### 第 13 回審議会

- 1 開会
  - 2 最終答申の検討
    - (1) 基本構想案について
    - (2) 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について
  - 3 最終答申
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 

配付資料

最終答申案 (基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方について)

<事前配付>

# 板橋区長期基本計画審議会

## 答 申（案）

- 1 基本構想について
- 2 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

平成17年9月



## 答申にあたって

21世紀に入り、国と地方との関係を見直す論議が活発に行われ、地方自治体の役割は一層重要になってきています。豊かな分権型社会の創造に向けて、これからの地方自治体は、自主性と自立性を十分に発揮し、住民や事業者の協力と参加のもとに、住民に身近な行政を総合的に実施する役割を広く担っていかねばなりません。

このような地方自治の転換期と時を同じくして、板橋区の新たな基本構想の策定にあたり、当審議会は昨年7月に石塚輝雄板橋区長から、「区の基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について諮問を受けました。

この度の基本構想の審議にあたっては、区民の皆様によるワークショップからの提案があり、また、中間答申に対しても多くのご意見をいただきました。これらの区民提案を尊重して審議を重ね、ここに当審議会としての答申をいたします。

本答申の第 章「基本構想について」では、区の将来像とその実現に向けた基本目標を生活者としての視点から捉えるとともに、区民と区の共通の目標としての位置付けをより明確にいたしました。目標とする人々の暮らし・地域・都市環境の創造に向け、総合的かつ横断的に取り組む重要性和、将来像へ向けた区民・事業者・区によるたゆみない努力が、だれにとっても魅力ある生きがいに満ちた板橋区へと発展させ、それを未来への資産として次代に引き継ぎたいという強い意思を表現しています。

そして、第 章「基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」では、基本構想を実現するための施策を推進するにあたり考慮しなければならないものとして、目標の示し方や今後さらに成熟を期待したい参画と協働、評価の仕組みなどについて審議会としての意見を述べています。

この間、熱心な審議をいただきました委員各位をはじめ、当審議회를傍聴され、多方面についてご意見をお寄せくださいました区民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、答申の中にある区の将来像「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」の実現に向けて、区民や事業者の皆様の主体的な参画によるまちづくりが豊かに展開され、着実な成果が積み重ねられていくことを期待いたします。

平成17年9月9日

板橋区長期基本計画審議会

会長 和田 守

# 目 次

基本構想について .....	1
全体構成 .....	2
1 基本構想策定の背景 .....	3
2 基本構想の意義 .....	4
3 基本理念 .....	5
4 将来像 .....	6
5 基本目標と施策の方向 .....	7
6 構想実現のために.....	14
基本計画に盛り込むべき施策のあり方について .....	15
1 基本計画に明示すべき事項.....	16
2 基本計画の推進を支える仕組みづくり .....	18
参考資料 .....	21
区民提案に対する審議会の考え方 .....	22
板橋区の参考データ .....	23
板橋区長期基本計画審議会 諮問文（写） .....	25
板橋区長期基本計画審議会委員名簿 .....	26
審議経過 .....	27
板橋区長期基本計画審議会条例 .....	29



# 基本構想について

# 基本構想について

当審議会が考える「基本構想」について、以下に全体構成を示した上で、各項目に沿って提案します。

## 基本理念

基本構想の根底を貫く考え方であり、構想実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くべき基本的な考え方

- (1) いのちと個性の尊重
- (2) まちづくりへの参画
- (3) 未来への責任

## 将来像

おおむね20年後の望ましい将来像

**いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”**

## 基本目標

将来像の実現に向けた基本となる目標

のびやかに  
生きがいをもって  
暮らすまち

一人ひとりの  
充実した暮らしの目標

こころ豊かな  
ふれあいと  
活力のあるまち

人々の交流と活力ある  
産業に支えられた地域  
社会の目標

安全で安心な  
うるおいの  
あるまち

安全で、将来にわたって  
暮らしやすい都市環境  
の目標

## 構想実現のために

基本構想を実現するための方策

- (1) 区民と行政との協働関係の形成
- (2) 新しい時代に対応した行政経営の確立
- (3) 自治権の拡充

## 1 基本構想策定の背景

平成7年に策定した現基本構想は、将来像を前基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし2005計画」を着実に進めてきました。

区の今後10年間の人口は、ほぼ現在の規模で推移し、その後は徐々に人口減少の傾向に入ると予測され、一層高齢化が加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和30年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題、情報化、国際化への取り組みなどをより推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成・支援も急務の課題となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財政の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため、個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代的な要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

すでに区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担いあい、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

---

「新しい公共」:「公共」は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方。



## 2 基本構想の意義

この基本構想は、おおむね20年後を想定し、板橋区の望ましい将来像とその実現に向けた目標を示すものであり、区政の長期的指針となるとともに、区民と区の協働を一層進めていくための共通の目標となるものです。

また、国・都および事業者などが、板橋区における計画策定や事業を行う際には、指針として尊重されるべきものです。

### 3 基本理念

基本構想の根底を貫く三つの考え方を基本理念とします。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、男女はもとより、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

この基本理念は、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭におくものです。

## 4 将来像

将来像は、おおむね20年後の板橋区の姿を表します。

### いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”

将来像には、次のような意味が込められています。

「いきいき暮らすまち」は、いのちの躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育・福祉が充実している状態を表します。

「緑のまち」は、身近に緑や水などの豊かな自然があると同時に、平和でやすらぎのある安全な生活環境を表します。

「文化のまち」は、**板橋に根付いた文化**を大切にしつつ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民のこころの豊かさを表します。

## 5 基本目標と施策の方向

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、区が取り組む施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標は、区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から構成しています。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障害者(児)などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

- 1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの大切さと、あわせて地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を高めます。

父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。

母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じた子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

- 2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域が緊密に連携し役割を担い、教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。また、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えます。

基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が活かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。

障害のある児童・生徒への特別支援教育 を推進します。また、教育施設の充実や子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。

青少年を犯罪や薬物、有害情報などから守る環境を整え、自ら判断できる力を養うとともに、いのちと性を大切にすることの育成に努めます。

- 3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。

健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。

中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実します。

保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、こころと体の健康に対する安心を確保します。

#### - 4 生涯を通じてこころ豊かに過ごせるまち

生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。

住宅に対するニーズの変化や多様な世帯構成に対応できるよう、良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりを持って長く住み続けられるよう支援します。

#### - 5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障害者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションを推進し、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。

高齢者や障害者(児)などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

#### - 6 すべての人が個性や能力を發揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずなくとも参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障害者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組めます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実します。

---

特別支援教育：これまでのように、障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」ではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこと。

住宅ストック：空き家だけでなく、現存する利用可能なすべての住宅を指す。

ノーマライゼーション：障害者や高齢者をはじめ、すべての人がともに地域の一員として普通に生活できる社会を目指すという考え方。

認知症：これまで一般的に使われてきた「痴呆」に代わる呼称。

DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人などの身近な立場の男性（女性）から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

区民の様々な活動を通して、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

#### - 1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPO など、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、警察・消防などの関係機関や企業、商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

#### - 2 産業が発展するまち

消費者の多様なニーズに対応でき、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。経営相談・資金融資・情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園・観光農園などの農地の活用や地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した都市にふさわしい農業を振興します。

#### - 3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や企業・大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。

地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティービジネスの展開を促進します。

区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に情報発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

#### - 4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、  
こころ豊かなやすらぎのある生活空間を形成します。  
文化芸術に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

#### - 5 異なる文化や価値観を尊重しあい交流するまち

地域における区民の国際交流や国際協力活動を支援するとともに、海外の自治体や  
団体との友好に努めます。  
地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相  
談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。  
区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

---

NPO：Non-Profit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)の略。継続的に  
社会貢献活動を行う非営利団体(ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人)のこと。

コミュニティビジネス：住民が介護、育児、環境保護などの地域の様々な課題をビジネス  
チャンスととらえ、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニ  
ティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法。



都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切にする暮らしやすいまちの実現をめざします。

- 1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。

区民の命と財産を守るため、情報伝達体制を構築し、区民や団体・事業者・自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組みます。

災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。自転車や自動車の安全運転と歩行者も含めた交通マナーの向上に、区民や事業者、関係機関と連携して取り組みます。

- 2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくります。

市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

- 3 地域の個性を生かした美しいまち

都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくります。

市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。

地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

- 4 環境を守り資源を大切に利用するまち

地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区民や事業者とともに生活や生産活動の中で環境を守り改善していくための仕組みをつくり、行動していきます。

生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。

自動車公害や騒音・悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

## - 5 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、公共交通の安全性と利便性を向上させます。

自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

## - 6 情報の保護と活用を図るまち

情報通信機器の利用機会や操作知識などによって生じる情報格差を解消するため、IT（情報通信技術）の学習の機会を充実し、区民が必要に応じて容易に情報を活用できる環境づくりに努めます。

区が保有する様々な個人情報の保護を図り、適正に管理するとともに、事業者や団体に対しても、個人情報の保護の徹底を図ります。

個人情報を悪用した迷惑行為や犯罪被害に遭わないように、広く区民に注意を喚起していきます。

---

バリアフリー：障害物のない状態を指す。もともとは、段差などの障害物を取り除いたり、手すりを取り付けたりするなど、高齢者・障害者などが暮らしやすいように工夫や配慮を施す意味で使われた。近年ではより広い意味としてとらえ、高齢者・障害者などが社会生活を営む上での物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらないとともに取り除くことを指す場合にも使われる。

IT：Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略。情報通信技術。インターネットなどのネットワークで相互に接続されたコンピュータやその他の機器で利用される情報処理技術のこと。

## 6 構想実現のために

### (1) 区民と行政との協働関係の形成

施策の立案・実施・評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

区民、町会・自治会、NPO、事業者などとともに、それぞれの特性と能力を発揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働の仕組みづくりに努めます。

### (2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、持続的発展と区民福祉の向上を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。

多様化する区民ニーズに対応するため、民間事業者の発想や経営手法を取り入れて公共のあり方を見直し、公共サービスに対する区の責任を果たしつつ、民間によるサービスの提供を進めます。

財政規模や今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総合的な情報化施策を推進します。

行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、わかりやすい行政評価制度の構築に努めます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民とともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

### (3) 自治権の拡充

地方分権と特別区を取り巻く自治制度改革の流れの中で、基礎自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国・都・関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

---

行政評価：施策や事務事業の目標・成果を数値など区民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させていくこと。



## 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について



# 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

当審議会では、今後の社会情勢の変化を想定し、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」として、“基本計画に明示すべき事項”と“施策を推進する仕組みづくり”について示します。

## 1 基本計画に明示すべき事項

新たな基本計画は生活者の視点で策定する必要があり、区民と区が協働で目標に取り組む「成果目標明示型」の計画でなければなりません。このことにより、基本構想・基本計画全体を通じて、区民と区がわかりやすく明確な目標を共有し、効果的に協働のまちづくりを進めていくことが可能になると考えます。

施策の具体化にあたっては、区民生活を総合的にとらえ、行政分野の縦割りを越えた横断的な連携が図られるとともに、基本構想ワークショップの区民提案も含めて、有効な施策を検討していくことが重要です。

こうした考え方を反映し、個別目標ごとに、以下の事項を明示すべきと考えます。

### < 個別目標ごとに明示すべき事項 >

- (1) 目標とするまち：区民と区がめざす「望ましいまちの状態」をわかりやすく明示する
- (2) 各主体の役割：協働によるまちづくりの指針として、主体別に、課題解決のために担ってほしい主な役割を明示する
- (3) 成果指標：目標の明確化と施策の評価に資する指標を掲げ、それぞれの現状値と計画終期の目標値を設定する

(例)

基本目標 のびやかに生きがいをもって暮らすまち

個別目標 - 1 : 安心して子どもを産み育てられるまち

(1) 目標とするまち

区民と区がめざす「望ましいまちの状態」を表す

(2) 各主体の役割

主体別に、まちづくりの課題解決のために担ってほしい役割を表す

例 区民の役割、町会・自治会の役割、NPOの役割  
事業者の役割、区の役割など

(3) 成果指標

施策の成果を評価する指標を示す

指標	現状値	目標値
	%	%
×××××	×	×

基本目標 こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

個別目標 - 1 : 地域の課題を協働で解決するまち

基本目標 安全で安心なうるおいのあるまち

個別目標 - 1 : 安全・安心活動に取り組むまち

## 2 施策を推進する仕組みづくり

基本計画の施策を効果的に推進していくためには、積極的な情報公開のもと、多くの区民が参画・協働できる仕組みづくりと、計画を評価する仕組みづくりが必要です。

これらの仕組みを基本計画に盛り込み、区と区民の信頼関係を深め、基本計画が持続的発展を可能とする地域社会を築くための指針となることを期待します。

### (1) 参画と協働の仕組みづくり

区の発展のためには、区民が生活の基盤となる地域への関心を高め、まちづくりに主体的に参画していくことが必要です。

区においては、互いの利害関係や役割を調整し、将来展望を視野に入れた施策を展開する中で、まちづくりへの参画が成果として生かされるよう、新たな環境づくりを進めていく必要があります。

参画と協働を推進する礎としては、区政の情報公開を一層進め、区民やNPO、事業者などの多様な主体と情報を共有することが大切です。そのうえで、各主体がそれぞれの立場から役割を認識し、目標に向かって協働して取り組んでいくことが、新たなまちづくりへの第一歩となります。

地域課題を解決するためには、多様な区民や団体が活動できる地域拠点が必要になりますが、地域センターや集会所などを有効活用し、施設の機能強化・連携を図っていくべきと考えます。その際、施設の管理・運営についても、区民が主体的に担う仕組みをつくることが重要となります。

今後は、協働をより一層発展させるため、公共のあり方を根本から見直し、区民、町会・自治会、NPO、事業者なども「新しい公共」を担う主体として位置づけ、区政全般に“参画と協働”を拡充する仕組みを構築することが重要です。

「新しい公共」は、これから発展していくものであり、各主体が担う役割の具体的内容、役割に応じた権限や費用負担のあり方などは、個別の課題や地域社会の成熟度によって異なります。したがってこれらについては、各主体と区で十分に調整を図っていく必要があります。

## 区民・事業者などの役割

区民、町会・自治会、ボランティア団体、NPO、事業者など、多様な主体によるまちづくりへの参画

- ・ 区民・事業者などの発意によるまちづくり活動の展開
- ・ 区の施策・事業への積極的参画

## 区の役割

区民の活動成果が生かされる新たな環境づくり

- ・ 区政の情報公開を一層推進
- ・ 地域活動拠点の機能強化
- ・ 区民参画機会の拡充

課題解決に向けた

- ・ 情報の共有
- ・ 目標の共有
- ・ 役割の認識

「新しい公共」を担う主体の協働によるまちづくり

参画と協働を柱とした基本計画

区政全般に“参画と協働”を拡充



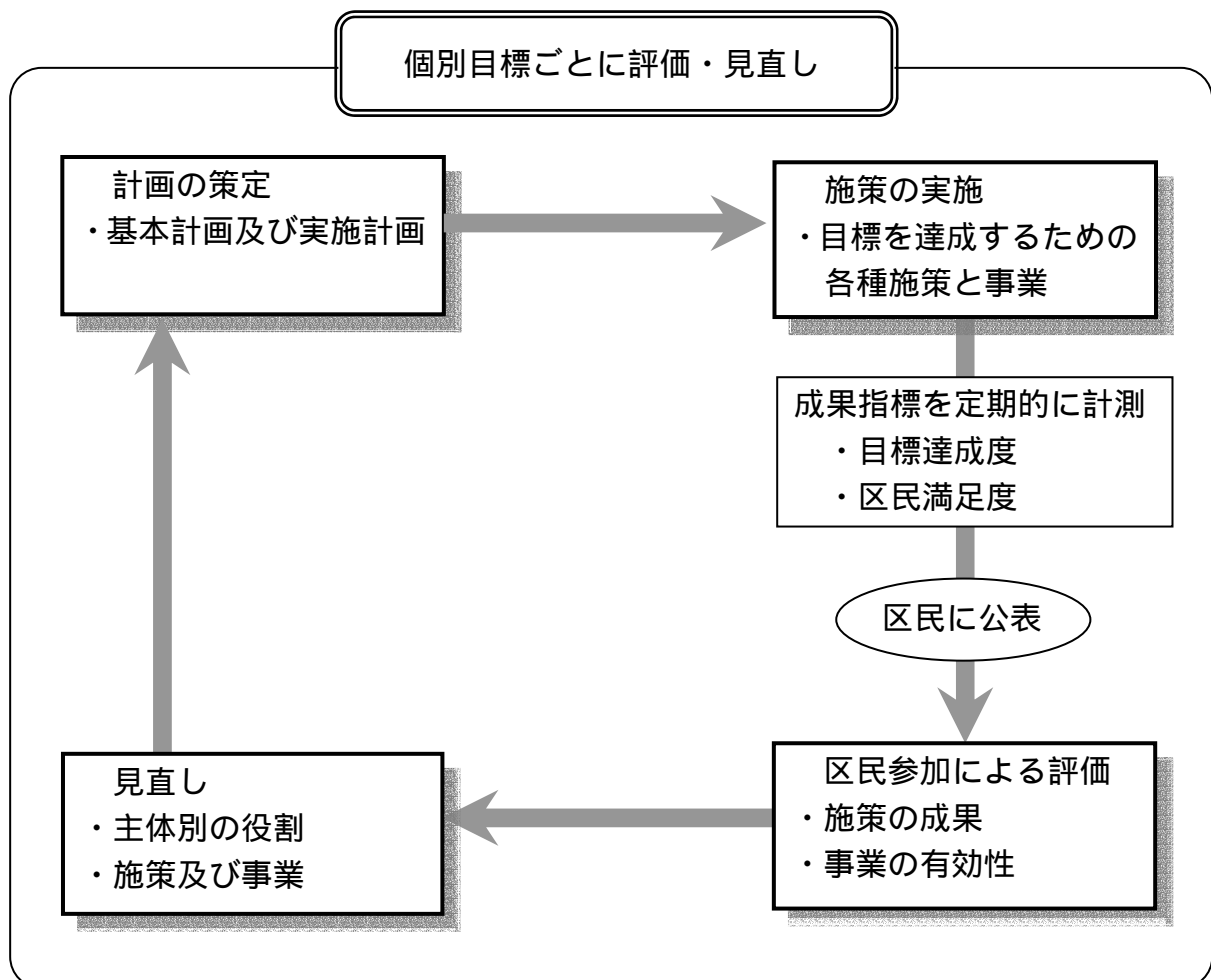
## (2) 計画を評価する仕組みづくり

基本計画を効果的に機能させるためには、基本計画が策定された後、どれだけ施策が実施され、どのような成果をあげたのかを評価したうえで、施策の改善が適宜検討・実施されることが重要です。

計画の評価は個別目標ごとに行い、施策の目的がどれだけ達成されたかを表す「成果指標」にあっては、経年的に測定が可能な指標を設定し、現状値と目標値を可能な限り明示すべきです。成果指標は定期的に計測し、結果を区民に公表する必要があります。

計画の見直しにあたっては、区民参加のもとに、施策の成果や未達成の課題を明らかにし、目標達成のための主体別の役割や施策・事業を見直すための仕組みを構築することが必要です。

基本計画に評価制度を取り入れることにより、目標に対する達成状況の把握と施策の有効度の評価が可能となり、ひいては区民生活の向上に向けた、真に必要で効果的な施策を行うことができると考えます。



## 参考資料

区民提案に対する審議会の考え方

板橋区の参考データ

板橋区長期基本計画審議会 諮問文（写）

板橋区長期基本計画審議会委員名簿

審議経過

板橋区長期基本計画審議会条例

## < 区民提案に対する審議会の考え方 >

板橋区では区政経営の基本的な方針として、公開・評価・参加を掲げており、現基本構想にもまちづくりへの区民参加と協働が明示されています。

今回の基本構想の策定にあたっては、この方針に沿って、審議会に先行する形で約90名の区民の方が参加した「基本構想ワークショップ」(全9回)が開催され、「区民提案」ができあがりました。この区民提案については、第2回審議会にて区民メンバーから報告を受け、以降の審議会においても基礎資料としてきました。

区民提案は、「第1章・全体将来像と基本目標」と「第2章・分野別の提案」により構成されています。第1章では基本構想に関連する区の将来像や基本理念・基本目標について、第2章では12の分野別テーマの提案が掲げられており、それぞれ区民の視点で検討した成果がまとめられています。行政の縦割り組織にこだわらない、生活者の視点に基づいた提案となっているのが特徴です。

審議会では、この区民提案に貫かれている生活者としての視点を尊重しつつ、各委員からの専門的意見をふまえながら、課題の掘り下げや社会経済とのかかわりなど、広く審議を重ねました。

こうした考えのもと、本答申の基本理念・基本目標においては、区民提案の第1章にある基本理念・基本目標をできる限り反映させることにしました。将来像についても表現は異なるものの、区民提案の趣旨をくみ取り、区民の生活を念頭に置いた将来像を策定しました。

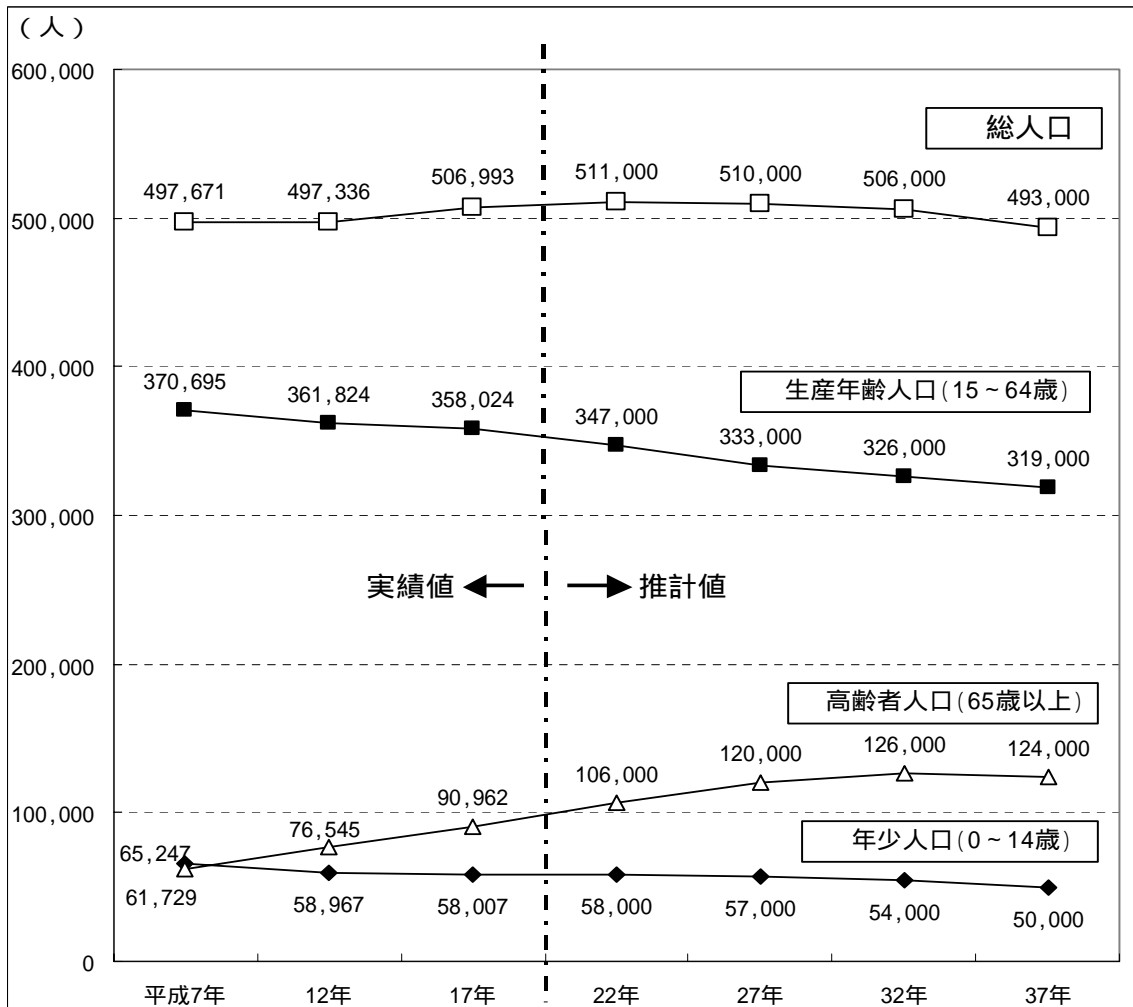
さらに、12の分野について個々の施策や事業の取り組みが提言されている区民提案の第2章については、本答申における施策の方向性において、提案の趣旨はできる限り反映するよう努めましたが、基本構想が持つ役割が区の将来に向けた方針を示すという性格上、細部までふれられていないものも多々あります。

これらについては、基本計画や実施計画の策定段階において十分尊重されることを期待するとともに、区のそれぞれの担当部署で検討していただき、実施すべきものは早期に、または計画的に取り組むべきであると考えます。

## < 板橋区の参考データ >

### 人 口

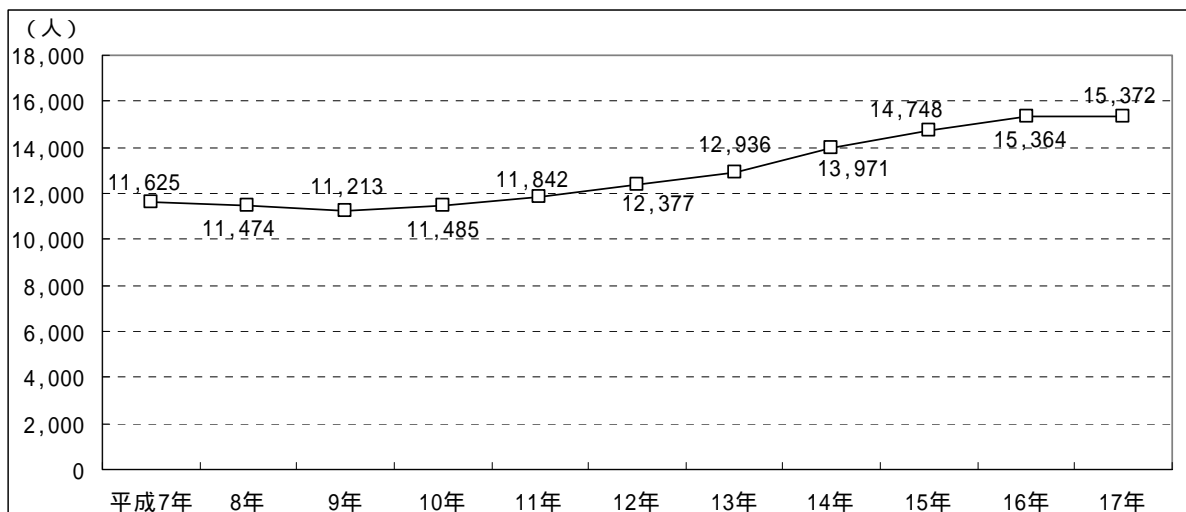
#### 人口の推移と将来推計



(住民基本台帳より作成)

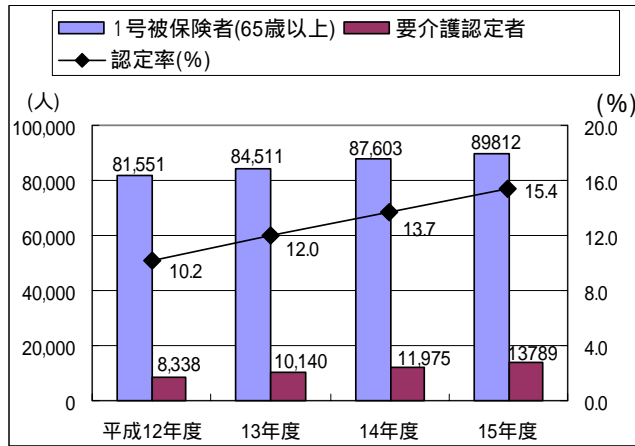
人口のデータに外国人は含まれていない。近年の外国人数は、以下のとおりとなっている

#### 外国人登録者数の推移

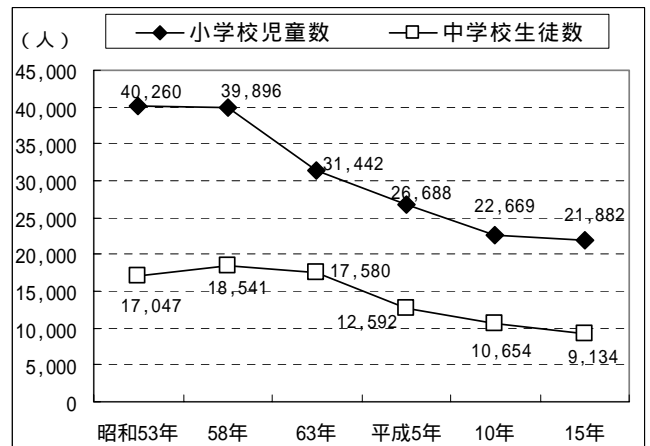


(外国人登録より作成)

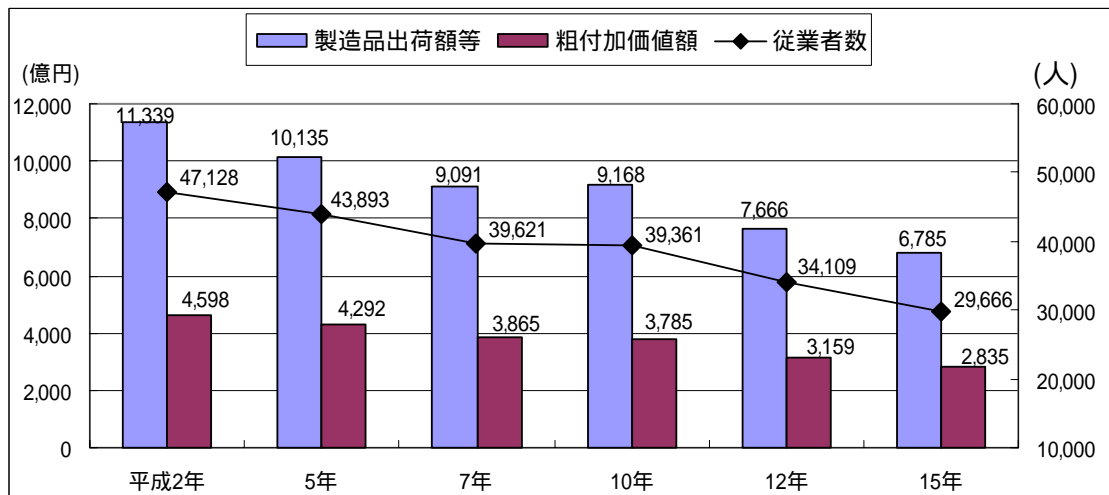
### 介護が必要な高齢者の割合の推移



### 区内小学校児童数・中学校生徒数の推移

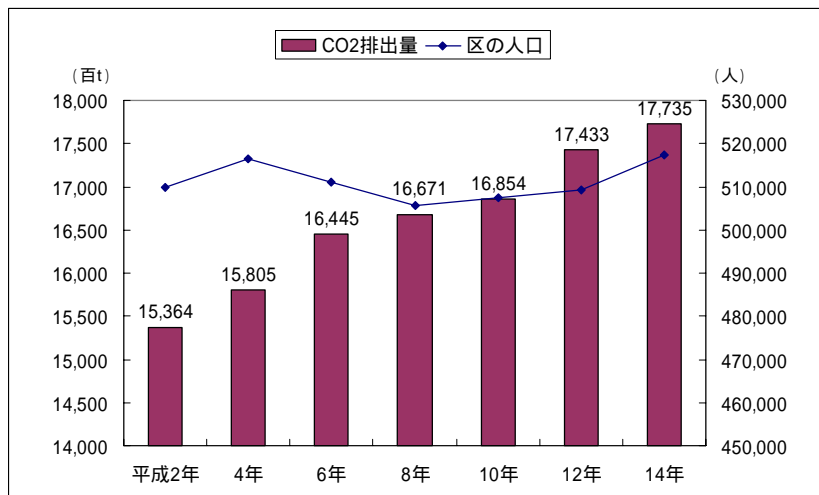


### 区内における工業に関する指標の推移



粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等  
 平成15年の数値は、速報版の数値となっている。また「粗付加価値額」は、「付加価値額」の数値を使用している。

### 区の人口と二酸化炭素排出量の推移



人口は、外国人登録者を含む

< 板橋区長期基本計画審議会 諮問文(写) >

16板政企第71号

板橋区長期基本計画審議会

東京都板橋区長期基本計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成16年7月28日

板橋区長 石塚輝雄

記

< 諮問事項 >

- 1 板橋区基本構想について
- 2 板橋区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

< 板橋区長期基本計画審議会 委員名簿 >

役職	氏名	所属団体等
会長	和田 守	大東文化大学学長
会長代理	中井 検 裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	冷水 豊	上智大学総合人間科学部教授
委員	橋本 久 義	政策研究大学院大学教授
委員	三橋 規 宏	千葉商科大学政策情報学部教授
委員	山下 泰 子	文京学院大学経営学部教授
委員	渡部 茂	大東文化大学経済学部教授
委員	飯田 金 広	板橋区体育協会会長
委員	大澤 清 重	板橋区町会連合会会長
委員	大野 喜久雄	板橋区文化団体連合会会長
委員	大原 雅 榮	元板橋第三小学校校長
委員	金子 照 円	板橋区社会福祉協議会会長
委員	木村 繁 夫	東京あおば農業協同組合代表理事組合長
委員	坂口 和 子	NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター監事
委員	杉田 尚 史	板橋区医師会会長
委員	原田 曠 暉	板橋区商店街連合会会長 第10回審議会～
委員	宮崎 昌 治	連合板橋地区協議会議長
委員	深山 宏	板橋区建設業協会会長
委員	吉川 宏	板橋産業連合会副会長
委員	坂本 静 枝	公募区民
委員	田崎 百合繪	公募区民
委員	平岩 宏 子	公募区民
委員	菊田 順 一	板橋区議会議長 第10回審議会～
委員	中村 静 代	板橋区議会副議長 第10回審議会～
委員	佐々木としか	板橋区議会議員 第10回審議会～
委員	郷野 洋次郎	板橋区議会議員
委員	大田 伸 一	板橋区議会議員
委員	佐藤 としのぶ	板橋区議会議員 第10回審議会～
委員	松島 道 昌	板橋区議会議員
委員	小島 基 之	板橋区助役
委員	細野 卓	板橋区収入役
委員	佐藤 廣	板橋区教育長

< 前委員：第1回審議会～第9回審議会 >

前委員	松田 清 志	前板橋区商店街連合会会長
前委員	秦 源 彦	前板橋区議会議長
前委員	稲 永 壽 廣	前板橋区議会副議長
前委員	天 野 久	板橋区議会議員
前委員	すえよし不二夫	板橋区議会議員

< 審議経過 >

月 日	回	審 議 事 項
平成 16 年 7 月 28 日 (水)	第 1 回	( 委嘱状伝達式 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 諮問</li> <li>• 板橋区の現況</li> </ul>
9 月 22 日 (水)	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策の現状と課題</li> <li>• 基本構想ワークショップからの提案</li> <li>• 新たな基本構想の課題</li> </ul>
10 月 29 日 (金)	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分野別課題の検討 ( コミュニティー、防災・防犯、都市構造 )</li> </ul>
11 月 19 日 (金)	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分野別課題の検討 ( 健康、福祉 )</li> </ul>
12 月 13 日 (月)	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分野別課題の検討 ( 子どもの育成、教育、男女平等・文化・国際化 )</li> </ul>
12 月 21 日 (火)	第 1 回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 起草方針と今後の日程</li> <li>• 中間答申のまとめ方</li> </ul>
平成 17 年 1 月 14 日 (金)	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分野別課題の検討 ( 産業・労働・消費生活、環境 )</li> </ul>
1 月 20 日 (木)	第 2 回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分野別課題のまとめ</li> <li>• 中間答申のイメージ</li> </ul>
1 月 25 日 (火)	第 7 回	
2 月 1 日 (火)	第 3 回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間答申(案)の検討</li> </ul>
2 月 9 日 (水)	第 8 回	
2 月 25 日 (金)	第 4 回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間答申(案)の検討</li> </ul>
3 月 15 日 (火)	第 9 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間答申(案)の検討</li> <li>• 中間答申 ～ 基本構想 ～</li> </ul>



4月2日(土) ~4月20日(水)	パブリックコメント：中間答申に対する区民意見の募集 (意見の件数 14人、66件)	
4月9日(土)	中間答申の説明会：区民に対する中間答申の内容説明、質疑応答、意見交換 (参加者数 24人、意見の数 31件)	
5月17日(火)	第5回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間答申に対する区民意見</li> <li>• 基本構想(案)の検討</li> <li>• 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)の検討</li> </ul>
5月23日(月)	第10回	
6月22日(水)	第6回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本構想(案)の検討</li> <li>• 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)の検討</li> </ul>
7月11日(月)	第11回	
8月9日(火)	第7回 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本構想(案)の検討</li> <li>• 基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)の検討</li> </ul>
8月19日(金)	第12回	
9月9日(金)	第13回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最終答申 ~ 基本構想、基本計画に盛り込むべき施策のあり方 ~</li> </ul>

起草委員会委員

会長 中 井 検 裕  
 委員 冷 水 豊  
 委員 橋 本 久 義  
 委員 三 橋 規 宏  
 委員 山 下 泰 子  
 委員 渡 部 茂

## < 東京都板橋区長期基本計画審議会条例 >

昭和 48 年 3 月 15 日

東京都板橋区条例第 2 号

改正 平成 16 年 3 月 11 日条例第 3 号

( 設置 )

**第 1 条** 東京都板橋区の長期基本計画に関する事項を調査審議するため、区長の付属機関として東京都板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

( 所掌事項 )

**第 2 条** 審議会は、区長の諮問に応じ、長期基本計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

( 組織 )

**第 3 条** 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する委員 35 人以内をもつて組織する。

- ( 1 ) 区議会議員
- ( 2 ) 学識経験のある者
- ( 3 ) 公募による者
- ( 4 ) 区に勤務する職員

一部改正〔平成 16 年条例 3 号〕

( 委員の任期 )

**第 4 条** 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問事項の審議が終了したときまでとする。

( 会長の選任及び権限 )

**第 5 条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

( 招集 )

**第 6 条** 審議会は、会長が招集する。

( 定足数及び表決数 )

**第 7 条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 意見の聴取 )

**第 8 条** 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

( 委任 )

**第 9 条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 11 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。